



CBD COP 10ハイライト

2010年10月25日月曜日

午前中のプレナリーでは、ABSに関する週末の協議の結果が報告された。ワーキンググループIおよびIIは、数件の議題項目に関する決定書草案について議論した。ABSの交渉の焦点は、遵守、序文と緊急事態（第6条）であった。日中、少数のコンタクトグループ会合、非公式グループ会合が開催され、夜に入っても続けられた。

プレナリー

ICG共同議長のCasasは、ABSに関する週末の協議について報告し、特に次の点を強調した：アクセス（第5条）に関し大きな進展があった；利用と誘導体に関する未解決の問題では用語の問題が議論された（第2(c)条(c)項）；スコープに関しては一定の進展があり、文書構成が短縮され改善されたが、時間的範囲および管轄区域の問題に関しては保留問題が残った（第3条）；遵守関連の問題では進展があった（第13-14条bis）。その後、プレナリーは、ICGの マンデート延長を承認した。

ワーキンググループ I

参加者は、海洋生物多様性およびバイオ燃料に関するコンタクトグループ、ならびにジオエンジニアリングの措置に関する議長の友グループの報告を聞いた、いずれも審議を終わらせるにはさらに時間が必要だと述べた。気候変動に関するコンタクトグループ議長のHesiquio Benitezは、コンタクトグループの成果をワーキンググループに提出することを提案し、リオ条約との協力に関する文書およびREDD+の3つのオプションに関する文書での進展を指摘した。議長のHufnerは、REDD+の議論を継続するため、議長の友グループを結成した。

内陸部水系：参加者は、決定書草案の議論を続け、生態系サービスに対する報酬の支払い、内陸部水系生物多様性と乾燥地帯および亜湿潤地帯の生物多様性の関係、水系の安全保障に関する記述に焦点を当てた。ブラジルは、「水系の安全保障」を定義づける必要があると繰り返した。EUは、「適切な量と質の水の供給」という用語に置き換えるよう提案した。参加者は、結局、科学と政策の協調、および自然科学と社会経済学との統合、特に生物多様性の学際的主題、たとえば、適切な量および質の水の安全保障、貧困削減、持続可



能な発展およびMDGsの達成における統合の必要性を認識することで合意した。参加者は改定された決定書草案を採択した。

保護区域：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.3）について議論した。

実施の強化：EUは、ドミニカ共和国およびアルジェリアとともに、PAsにおいて持続可能な利用を求めるパラグラフの中に「管理目的に則り」という表現を入れるよう要請した。PAの利益に関する認識啓発に関し、参加者は、気候変動の適応と緩和、および貧困撲滅を含めたMDGsの達成に関し記載することで合意した。

持続可能な資金：締約国の資金的ニーズ表明の要請に関し、参加者は、LifeWebイニシアティブについて記載し、資金提供国および資金が提供できる立場にある諸国に対し、資金的ニーズを支援するよう求めることで合意した。参加者は、GEFに対するガイダンスを提案する全ての文章を、資金問題を議論するグループにまわすことで合意した。

気候変動：参加者は、次の点で合意した： PAネットワークの計画および気候変動適応および緩和措置の計画作成に関し、関連する各国の政府当局および利害関係者が利用できる開発ツールを求めた文章から、括弧を取り除く；事務局に対しPAsの役割に関する合同連携グループの特別会議を開催するよう要請する文章に代わり、リオ条約間の共同活動開発の提案を伝える際は PAsの役割を確実に入れるよう求める文章とする。

その他の問題：参加者は、海洋生物多様性コンタクトグループの成果が出るまで、MPAsに関する文章を括弧書きとすると決定した。PA生態系および生育地の回復に関しては、生態系回廊（corridors）の範囲に関する議論の後、ペルーは、ブラジルと共に、PAシステムの効果を高めるよう締約国に求める文章の中に「保全措置」を入れるよう提案した。PAsに関するIUCN世界委員会および他のパートナーと協力し、PAsの価値、コスト、利益を計算する既存の方法論およびガイドラインの探求、評価を行う件に関し、ベラルーシは、事務局に方法論の指標開発を要請すると付け加えるよう提案した。参加者は改定された決定書草案を承認した。

持続可能な利用：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.4）について議論した。カナダは、野生動物の肉（Bushmeat）に関するリエゾングループの提案を「歓迎する（welcome）」のではなく「留意する（take note of）」とし、この提案を決定書の附属書にするのではなく、関連するSBSTTA文書（UNEP/CBD/SBSTTA/14/7）に言及することで合意した。LifeWebイニシアティブをPAsの資金調達に関するクリアリングハウスとして利用するよう締約国に求める件では、ブラジル、中国、EUが、IUCNカテゴリーまたは他の分類に特に言及する箇所を「適切ならば（as appropriate）」と置き換えるよう提案し、参加者も結局はこれに同意した。

ペルーは、生物多様性と、開発、貧困根絶を結びつけるイニシアティブおよびUNCTADのBioTradeイニシアティブを歓迎し、これを強化するよう提案した。EUは、景観の観点から生物多様性の持続可能な利用を改



善する方法、たとえば、セクター別政策、国際的なガイドライン、認証スキーム、持続可能な林業や農業のベストプラクティスなどの情報を取りまとめるよう、事務局に要請することを提案した。参加者は、この提案に同意したが、ブラジルが反対した認証スキームへの言及は除かれた。参加者は、次の問題について議論したが、意見の一致には至らなかった：効果的な市場ベース手法およびそのような手法を示したリストの作成、特に汚染者負担原則、トレーサビリティメカニズムに言及するものの作成推進の要請：生態系規模での持続可能な利用に関する実験モデルへの言及。火曜日にも審議が続けられる。

ワーキンググループ II

資金問題に関するコンタクトグループ共同議長のRobert Lamb（スイス）は、資金メカニズムおよび資源動員戦略の議論で進展があったと報告した。同共同議長は、共同議長の友グループが、資源動員戦略の指標および目標に関する議論を続けたと述べた。

戦略計画に関するコンタクトグループ共同議長のAsghar Fazel（イラン）は、生態系サービスの保持への言及や9つのヘッドライン目標など、2050年ビジョンに関して合意に達し、まだ保留されている目標問題に関する議論を続けたと報告した。同共同議長は、少人数グループが2020年ミッションに関する議論をしていると報告した。SBSTTA議長のSpencer Thomas（グレナダ）は、SBSTTA 14でのヘッドライン目標に関する熱心な議論を想起し、参加者に対し、SBSTTAの成果の健全性を損なわないよう、また作業を重複させないように求めた。

GBO 3：参加者は、将来のCBD実施におけるGBO 3の影響に関する決定書草案

(UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.1) を、前回のワーキンググループでの議論で改定されたとおり採択した。

条約の実施および戦略計画：参加者は、改定された決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.2/Rev.1) について議論した。序文におけるCBD 第16条（技術移転）、第20条（資金源）への言及について議論し、第21条（資金メカニズム）への言及を加えることで合意した。ブラジルは、資源動員戦略への言及を要請し、参加者もこれに同意した。参加者は、資金源に関する言及を括弧書きとした決定書草案を採択した。

国別報告：参加者は、改定された決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.3/Rev.1) について、調和のとれた報告ではなく、統合された報告に言及するとの些少の改定を加えて、採択した。

多年度作業計画 (MYPOW) および会合周期：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.4) の協議を続けた。パラグアイとカナダは、2015年以降のCOP会議の周期を検討することを支持した。SBSTTA会議の周期に関する項目に括弧を残し、決定書草案は承認された。

生物多様性と貧困根絶：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.5) について議論した。コロンビアは、UNCTAD BioTradeイニシアティブへの言及を提案し、スイス、ノルウェー、ウガンダ はこれ



を支持した。ブラジルは、生物多様性と開発そして貧困根絶を結びつける現行のイニシアティブを「歓迎する (welcome)」のではなく「留意する (note)」ことを提案したが、EUは、そのようなイニシアティブ同士のシナジーへの言及を提案した。EUは、さらに、追加の資金を必要とする提案は全て、利用可能な資金源を条件とするよう要請し、ノルウェーもこれを支持した。アフリカン・グループは、これに反対し、この言及は括弧書きのまま残された。その後、決定書草案は改定されたとおりで採択された。

新しく登場した問題：参加者は、合成生物学およびジオエンジニアリング的措置に関する情報を提出しSBSTTAの審議にかけるよう締約国に求めるパラグラフを除いた決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.7) を採択した。

決定の取り下げ：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.8) の審議を行った。ノルウェーは、決定書V/5 (農業生物多様性) のパラグラフ24、細胞質の安全かつ持続可能な利用のための国際的および国内的アプローチにおける遺伝子の利用制約技術に関するジェネリックな懸念の扱い方を検討するよう締約国に求めるパラグラフは保持するよう提案した。ブラジルは、決定書IX/29 (条約の運用) のパラグラフ16、全ての決定書の全文を、既に取り下げられた要素を明示した上で、CBDのウェブサイトに掲載し続けるよう事務局に要請するパラグラフへの言及を提案した。この決定書は改定されたとおりで承認された。

技術移転および技術協力：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.9) について議論した。EUは、現在の活動およびギャップに関する情報の分析および普及を行うよう事務局に要請することは、利用可能な資金源を条件とするよう提案したが、ウガンダはこれに反対し、この項目は括弧書きで残された。さらにEUは、ギャップ分析の結果は、締約国が提出する技術的なニーズ評価の取りまとめと共に、COP 11に提出することを提案した。決定書草案は改定されたとおり採択された。

国連生物多様性の10年：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.10) を改定せずに採択した。

性差別問題の主流化 (GENDER MAINSTREAMING)：参加者は、事務局が性差別問題行動計画の実施に関して行う作業は利用可能な資金源を条件とするとの記述を括弧書きとし、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.11) を採択した。

CEPAおよびIYB：参加者は、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.12) について議論した。タイは、地域および小地域の評価への言及を含める要請を繰り返した。参加者は、ABS関連の言及を括弧書きとし、決定書草案を改定されたとおり採択した。

ビジネスの参加：参加者は、EUが要請したとおり、全ての作業は利用可能な資金源を条件とするとの記述を括弧書きとし、決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.13) を採択した。



科学的、技術的協力およびCHM：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.14）について議論した。中国は、インターネットベースのコミュニケーション改善、および全ての国連公用語への翻訳を確保するとの自国の要請を繰り返した。conservation commonsに関し、EUは、生物多様性関連のデータに対する自由かつオープンなアクセスを「推進する（promote）」よう要請し、ブラジルは、これとは異なり、保全目的の情報およびデータに言及することを求めた。改定された決定書草案は、資金源への言及を括弧書きとしたまま、採択された。

成果本位のゴールと目標：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.15）について議論し、EUは、適格な締約国のキャパシティビルディングを支援するようGEFに要請することは支持できないと指摘した。参加者は、EUのコメントに留意した上で、改定されないままの決定書草案を採択した。

第8(J)条：ILCの参加：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.16）について議論した。EUは、資金源の利用可能性を条件に、地域社会の教育および啓発の資料ならびに電子的なコミュニケーションメカニズムの開発努力を続けるよう事務局に要請することを求めた。資金源に関する言及を括弧書きとした決定書草案が採択された。

各国の特別な制度（Sui generis システム）：参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.17）について議論し、ABS議定書とCBDのsui generisシステムに関する作業との関係に焦点を当てたが、合意にはいたらなかった。本決定書は、ABSに関する記述を括弧書きに残し、採択された。

GSPC：参加者は決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.18）について議論した。EUは、予算グループでの議論に留意し、GSPCに事務局の職（ポスト）を置くために必要な資源探求を事務局に要請した箇所の削除を提案した。ブラジルとヨルダン、これに反対し、ブルキナファソとメキシコは、資金は本予算以外の資金源から獲得できると指摘した。このパラグラフは括弧書きのまま残された。

GSPCの目的に関し、EUは、植物の多様性の保全および持続可能な利用や、植物性遺伝資源の利用により得られる利益の公平かつ平等な分配に言及するのではなく、3つのCBDの目的に関する一般的な表現にとどめることを提案した。ブラジル、マレーシア、その他はこれに反対した。シンガポールは、GSPCに真菌類（fungi）を入れるよう提案し、インドネシアもこれを支持した。決定書草案は、後日検討される項目は括弧書きで残り、改定されたとおり採択された。

南-南協力：参加者は、南-南協力のMYPOWに関する決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.19）について議論し、韓国は、南-南協力のロードマップに関するCBD事務局との合意に焦点を当て、2011年に専門家会合を主催する用意があると表明した。日本は、南-南生物多様性協力基金を設立するようGEFに要請



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

する運用パラグラフについて、これを支持する権限を有していないと指摘した。参加者は、日本の懸念を指摘した上で、決定書草案を採択した。

ABSに関する非公式協議グループ

午前中、遵守に関する少人数グループの共同議長Alejandro Lagoは、週末の交渉結果について報告し、次の項目では限定的な進展があったと強調した：遵守の国際認証における最小限の中身；チェックポイントへの情報提供要項；チェックポイントの可能なリスト。同共同議長は、締約国に対し、これまでの各国の立場、地域の立場に立ち戻らず、合意した共通の土台の上に築く努力をするよう求め、議定書において、全ての問題の詳細を記載する必要はないと指摘した。ICG共同議長のHodgesは、利用や誘導体に関して行われている協議の内容について報告し、合意にはいたっていないと指摘した。同共同議長は、遵守に関するグループに対し、非公開の締約国のみの会合で審議を続けるよう求めた。

午後、日本の近藤昭一環境副大臣は、交渉の最終決着を図るよう参加者に求め、生物多様性に関する国連総会ハイレベルイベントで、全ての国がCOP 10でのABS議定書採択に合意したことを想起した。

遵守に関する少人数グループ共同議長のSem Shikongoは、同グループでは「危機（crisis）」があったが、合意された文書の議論を再開せず、追加された問題は別なパラグラフで扱うことで合意し、この危機を克服したと報告した。

アフリカン・グループは、時間範囲に関する同グループの立場を繰り返した、すなわち、議定書の発効前に入手された材料の継続利用により生じる利益は分け合うという道義上の義務がある。議定書はそのような利益配分を「奨励（encourage）」すべきであり、そのような材料の新たな利用から生じる利益については、二国間のPICやMATメカニズムと並行して、可能な多国間のメカニズムを通して、配分する法的義務があるという立場である。

夕方、遵守に関する少人数グループの共同議長 Shikongoは、同グループがチェックポイントの議論の中でおきた新たな「危機」を克服する方法がまだ見つからないと報告した。同共同議長は、妥協案をベースにした交渉継続について、特に途上国では行為が継続しているが、交渉グループはこれに反対していると述べた。ICG共同議長のHodgesは、「小地域（sub-region）」の問題は、妥協案がなぜ受け入れられないのか、交渉継続には何が必要かを示していると示唆した。その後、同共同議長は、少人数グループ共同議長に対し、遵守に関する交渉推進を続ける意思があるかどうかたずねた。Sem Shikongo（ナミビア）は受け入れたが、Alejandro Lago（スペイン）は拒否した。アフリカン・グループは、合意する余地がある限り交渉を続ける意思があると強調した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

非公式協議後、Hodgesは、少人数グループの両共同議長が、遵守に関する交渉推進を続けることで同意したと発表し、ICG 共同議長は、火曜日午前中、今後の進め方に関して一連の二者間協議を行うと述べた。Lagoは、満場の拍手の中、拍手をするのではなく、解決策を打ち出すよう参加者に求めた。

序文：René Lefebvre（オランダ）とJosé Luis Suter（アルゼンチン）が共同議長を務める少人数グループは、次の項目を決定した：一般的な導入部分、マンデート、関係、TKに則り、序文を書き直す；ワーキンググループのマンデートに関するパラグラフをCOP決定書に移す；議定書の該当する運用規定が最終決定されたところで、TKおよびスコープに関するパラグラフを検討する。参加者は、生物多様性の経済価値に関する啓発や配分は保全や持続可能な利用の重要なインセンティブであると認識し、CBD第15条（遺伝資源へのアクセス）を想起し、MATの交渉における公平性と公正さを推進し、食料および農業の遺伝資源に関する相互依存性、これらが食料の安全保障上で重要であること、ITPGRの役割、農業部門の特性や明確な解決策を認識することで合意した。また参加者は、現行プロセスへの言及および他の条約との関係についても議論したが、意見の一致には至らなかった。

緊急事態（第6条）：参加者は、食料や農業での遺伝資源の重要性、これらの資源が食料安全保障や気候変動の適応および緩和で果たせる役割についての記述を保持することで合意した。セクター別アプローチに関し、同グループは、締約国は実施におけるセクター別アプローチを「適切な場合、また可能な場合は奨励する」べきだとの記述で合意した。参加者は、多少の議論の後、「遵守および公平かつ公正な利益配分へのアクセスに関する規定を含める」と付け加えたとのGRULACの提案に同意した。参加者は、取引され商品として利用される生物資源に影響を及ぼさないABS法に関する言及を、スコープの中で取り上げるとの理解に則り、削除することで合意した。

コンタクトグループおよび非公式協議

ジオエンジニアリング的措置：提案されているモラトリアムに関し、参加者は、結局次の言及をすることで合意した：生物多様性に関する顕著な影響または悪影響ではなく、CBD 第14条（影響評価と悪影響抑制）に言及する；モラトリアムの条件としてジオエンジニアリング措置を管理規制するメカニズムを設置するのではなく、ジオエンジニアリング的措置を科学ベースで、透明性があり、効果的に管理、規制する世界的メカニズムがないことを考慮に入れるとの表現にする。参加者は、この内容において各国の領土領海への言及を排除することでも合意した。

参加者は次の点について合意した：COPで審議する前に、SBSTTAにおいて既存の世界的メカニズムにおけるギャップの研究に焦点を当てて審議する；結果を関係機関に連絡する；そのようなメカニズムをCBDの下に置かないのが最善である可能性に配慮する。



バイオ燃料：参加者は、週末に共同議長が作成したペーパーをベースに審議を続けるかどうか、議論し、先進国および途上国の数カ国は、このペーパーではなく、以前に事務局が作成したノンペーパーを用いるよう要請した。参加者は、結局、事務局のノンペーパーをベースに審議を続けることで合意し、適切な場合は、共同議長文書の要素を取り入れることとなった。

序文に関し、参加者は、共同議長文書にある新しい表現を、多少の修正を加えて用いることで合意した、たとえばバイオ燃料が気候変動の緩和に貢献できる可能性についての記述、バイオ燃料技術の応用がバイオマス需要の増大を招く懸念の記述などである。

運用文書に関し、参加者は、共同議長文書の新しい表現を入れることで合意し、社会経済的条件の中に、土地保有に関する安全保障が含まれると説明し、ある途上国は、土地所有権の安全保障について国際的定義がないことへの懸念を繰り返した。数カ国は、水問題を含めるよう提案したが、一部の先進国が反対した。

その後、参加者は、「適切な場合は各国の政策、法制、慣習法を条件として」バイオ燃料の影響に関する科学的評価を行う場合には、ILCsの持続可能な農業手法および食料安全保障を尊重するため、ILCsと協力するよう各国政府に求めるかどうか検討した。参加者は、「生物多様性の価値が高い分野およびILCsにとり重要な分野」では、生物保全措置を行うよう求めることで合意した。

REDD+：参加者は、昼食時に会議を開催し、REDD+に関しCPFと協力するよう事務局に要請するオプションの3件について議論した。焦点が当てられたのは第3のオプションであり、このオプションでは事務局に対し、REDD+の議論に助言をし、それによりCBDの目的と合致させるよう要請する。ある地域グループは、生物多様性セーフガードに特に言及するよう要請したが、他の多数の国は、この概念はまだ受け入れられておらず、火曜日に開催されるREDD+の特別閣僚会議セグメントの議論に予断を与えるべきでないと強調した。結局、参加者は、第3のオプションをベースに作業することで合意し、この箇所全体を括弧書きとして残し、さらに次の特別な記述も括弧書きとした：締約国との効果的な協議およびILCsの参加；「関連のセーフガード」の作成、促進、支援；生物多様性に関する影響をモニタリングするメカニズム。一部の参加者は、依然、「生物多様性セーフガード」の開発可能性に言及する第1のオプション保持を求めている。

戦略計画：午後、少人数グループは会合し、ABS、第8(j)条、資源動員に関するヘッドライン目標を検討した。夕方、コンタクトグループが会合を再開したが、助成金を含めたインセンティブに関する第3目標では合意に達せず、2つのオプションが残された；一つは、CBD第22条（他の条約との関係）との一貫性に関するもの、もう一つは、他の関連する国際的義務との一貫性に関するものである。2020年までに決定されるべきPAsの%目標および2020年までの自然生息地喪失を削減する目標は、保留のまま残された。後者に関しては、一部の国が「少なくとも半減する」とし、「実施可能な場合には、ゼロに近づける」との記述を希望したが、



多数の途上国が、「ゼロに近づける」との記述を主張した。ある地域グループは、森林に特に言及するよう要請したが、多様性の大きい（megadiverse）諸国の一部は、他の生態系への言及を求めた。他の諸国は、特定の生息地に関する記述を全て削除するよう提案した。参加者は、意見対立のあった目標を後日の議論にゆだねることで合意し、他の目標の議論を夜まで続けた。

資金問題：コンタクトグループは、午後、会合し、資金メカニズムに関する共同議長案の議論を続け、TORsの効果性に関する第4回レビューのためのTORsの改定に焦点を当てた、この中には、実施に関する基準および手順も含まれた。ワーキンググループIIでの議論のため決定書草案が作成される。

海洋および沿岸域の生物多様性：昼食時、コンタクトグループは、海洋の肥沃化を抑制し、その結果に関する研究や知識の向上を図るよう求める表現について議論し、多数のものが、海洋肥沃化に関する決定書IX/16Cに則り、海洋の肥沃化は起こっていないとする表現の再挿入を要請した。

MPAsの世界システムのネットワーク特性改善に関し、ある途上国は、「各国の領海、領土の下、またはそのような措置を採択する資格を有する国際体制を条件とする区域での」MPAsで、生態系を代表し、効果的に管理されるものを確立するよう求めたが、別な途上国は、「領海、領土」との用語を避けるよう求めた。議論は夕方から夜まで続いた。

廊下にて

ABS交渉は、少人数グループが危機モード突入を阻止しようと繰り返し努力してきたにもかかわらず、夕方早く、遵守に関して危機モードに突入した。少人数グループの共同議長は、行き詰まりを打開する方法が見つからず、「危機をICGの手に戻す」と発表した。これはABSプロセスの崩壊に近いとの憶測に新たな火をつけた。主な疑問は、チェックポイントに関する妥協案の議論を拒否しているある小地域グループが、「リスクのある賭け」に出たのか、それとも実際にマンデートの底を打ったのかどうかである。後者だと確信するある参加者は、交渉の継続に対する深刻な懸念を表明した。一部のものは、ABS議定書が採択されないなら、これらの項目についてもボイコットするとの途上国の脅しが本気なら、COP 10が、ABS議定書も戦略計画、あるいは資金関連の決定も行うことなく終わるという終末的シナリオさえ描いていた。他のオブザーバーは、ABSでの実質的な何かが欲しいと求めるものが、海洋生物多様性など、「パッケージ」を越えた他の議題項目まで人質にとっていると指摘した。別な参加者は、閣僚レベルでのABSの交渉に向け、切り札が隠されている可能性があるとし、CBDの第3の目的実施のため、一生で一度の機会をつかもうと、途上国閣僚を支援するトップクラスの交渉担当者数名が到着したことを指摘した。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors.

Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.